

桂川町民全員の 障がい福祉計画について

「町政は町民が主人公」です。赤ちゃんからお年寄り、もちろん障がいのある人もない人も、その誰もが主人公です。そして、一人ひとりの生活は、地域とのつながり、かかわりによって支えられています。

今回の“障がい福祉計画”は、障がいのある人だけを対象としたものではなく、町民の皆様全員の計画として位置づけ、誰もが対等の権利を持ち、住みなれた地域とともに生活し、社会に参加できるまちづくりをめざしたいと考えます。

※本計画書につきましては「ひまわりの里」（健康福祉課福祉係）で閲覧いただけます。（桂川町のホームページに掲載を予定しております。）

「障がい」の表記について

今回の障がい福祉計画では、障がいのある人の基本的人権を尊重し、心のバリアフリーを推進する観点から、原則として「障害」を「障がい」と表記しています。

ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。

【障がい福祉サービス等に関する窓口】

桂川町役場 健康福祉課 福祉係
総合福祉センター「ひまわりの里」内
電話 (0948) 65 - 0001